見積参加者選考調書(特定随意契約用)

調達件名	令和5年度札幌市ワクチン配送センター運営業務(その2)
発 注 課	保)医療対策室調整担当課
選定事業者	佐川急便株式会社 北海道支店

随意契約の理由(相手方を特定した理由を含む。)

現在、特例臨時接種として実施している新型コロナウイルスワクチン接種に用いるワクチン の配送等については、佐川急便株式会社北海道支店(以下「現行事業者」という。)に委託 し、市内にある、現行事業者が占有する物流倉庫の一部を拠点として、国から供給されたワク チンやワクチンに付随にする物品の保管、医療機関等からのワクチン発注受付及び医療機関等 への配送を一体的に実施するワクチン配送センター(以下「配送センター」という。)を設置 し実施している。

特例臨時接種については、令和6年3月31日まで継続することとされており、昨年度から続 く令和4年秋開始接種については、5月8日で終了、5月8日から8月に令和5年春開始接 種、9月からは令和5年秋開始接種として実施することとされ、具体的な実施方法等について は、厚生労働省通知「今後の新型コロナワクチン接種について」において順次示されていると ころである。直近では、令和5年6月16日付けの当該通知のその5により、現時点での9月以 降の事業の概要が示されているものの、具体的な全体像は明らかになっていない状況にある。 しかしながら、特例臨時接種期間については変更がないことから、新型コロナウイルスワクチ ン接種事業を行う体制について、令和5年秋開始接種の内容も想定しつつ、令和5年8月1日 以降も引き続き配送センター運営業務についても体制を継続して維持する必要がある。

本市の医療機関等で使用されるファイザー社やモデルナ社のワクチンは、全て現行事業者に て保管し、医療機関等に供給しているところであり、ワクチンや物品の在庫を管理し把握して いることで、医療機関等の要望に即時かつ柔軟に対応でき、当日の受注及び配送も可能であ このような体制は、受注から配送までを一括して担っていることや、これまでの業務の中 で蓄積され、確立された手順や効率的な配送ルートが構築されたことにより、初めて可能と なっているものであり、接種希望者への接種を円滑に行う上で不可欠である。

仮に事業者を変更する場合、現配送センターで備蓄している約11万本のワクチン等を新たな 配送センターに移転することになるが、業務開始までには、多額の経費と十分な期間を必要と することから、ワクチン配送センターの運営業務の継続に甚大な影響を及ぼすことは避けられ ず、本市のワクチン接種そのものが停止することになる。

また、受注から配送までのオペレーションの変更により、ワクチンの発注方法や新たな配送 ルートを新たに構築する必要があり、現在提供しているサービスの質の低下、医療機関や市民 に無用な混乱を招くことが懸念される。

令和5年春開始接種は今も継続して実施している中にあり、さらに上述のとおり、前契約が 今月末に満了する現段階においても、国から令和5年度秋開始接種に係る具体的な情報が示さ れていないことから、他の業者が実施するうえで十分な準備期間を確保することができない状 況である。

以上より、令和5年8月以降も同事業の継続的かつ円滑なワクチン供給体制を確保すること が可能な唯一の業者である現行事業者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基 づき、特定随意契約することとしたい。

根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(予定価格100万円超の場合に記入)